

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会
備品貸出要綱

平成31年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民や自治組織等が地域福祉活動及び在宅福祉活動の推進を図るため、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する備品の貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出範囲)

第2条 市民又は市内で活動する団体であって福祉活動及びボランティア活動等で使用する場合で、本会事業に支障がない範囲で貸出しする。ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

- (1) 使用目的が営利目的の場合
- (2) 目的外に使用した場合
- (3) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めない場合

(貸出備品)

第3条 貸出備品とは、本会固定資産台帳に記載されている有形固定資産（車両運搬具）及び有形固定資産（器具及び備品）また、器具什器管理台帳に記載されているものとする。

(借用申請)

第4条 備品の借用を希望する者（以下「申請者」という。）は、備品使用する3日前までに備品借用申請書（様式第1号）を会長へ提出しなければならない。

2 貸出しを受けようとする備品の運搬は、原則として申請者が行うものとする。

(貸出の許可)

第5条 会長は貸出し決定通知として備品借用申請書（様式第1号）の写しに必要事項を記入し、会長印を押印し申請者に発行しなければならない。

(貸出期間)

第6条 貸出期間については有形固定資産（車両運搬具）は原則1日以内とする。また、有形固定資産（器具及び備品）、器具什器については1週間以内とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 貸出しにあたっては、申請者は本会支所並びに事業所の事業の妨げにならないよう連絡を密にとるものとする。

(利用料)

第7条 利用料は無料とする。なお備品の引取り、維持及び返却に関する費用ならびに備品の使用に伴う必要な燃料費、および消耗品費は申請者の負担とする。

(使用責任)

第8条 備品使用の際は安全に留意し使用するものとし、使用時に申請者及び第三者に損害を与えた場合は、申請者がその責を負うものとする。また、備品の紛失及び故意に備品を破損させた場合は申請者がその損害を賠償するものとする。ただし、本会会長が止むを得ない事由によると認めるときは、その全部又は、一部を免除することができる。

(返 却)

第9条 申請者は使用後、備品の点検及び清掃を行い速やかに返却しなければならない。

また、返却時には使用状況について本会に報告しなければならない。

2 申請者から、返却の報告を受けた場合、本会は備品借用申請書(様式第1号)の備品返却・使用後確認欄に必要事項を記入しなければならない。

(利用の中止)

第10条 備品の故障等により安全に使用できないと本会が判断した場合は、事前に申請があった場合でも貸出しの中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

2 災害が発生し、本会が備品を必要とする場合においては、貸出し期間中であっても貸出しの中止をし、返却を求めることができるものとする。

(補 足)

第11条 本会が所有する車両の貸出しについては、本会安全運転管理規程並びに職員等の自動車事故取扱規程、所有のバスの運行管理に関する要綱に準ずる。

附 則

この要項は平成31年4月1日から施行する。